

# 公立大学法人宮城大学教育研究等評価委員会運営規程

令和6年4月1日

規程第195号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「規則」という。）第35条の2第1項の規定により、公立大学法人宮城大学に置かれる教育研究等評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）の組織、運営等に関し、同条第5項及び規則第57条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 大学評価委員会の所掌事項は、次のとおりである。

- 一 教育研究等の状況に係る自己点検評価に関すること。
- 二 認証評価に関すること。
- 三 大学の内部質保証システムに関すること。
- 四 その他学長から検討を指示された事項に関すること。

## (構成)

第3条 大学評価委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 学長
- 二 学長が指名する副学長
- 三 人事労務、企画及び財務を担当する理事
- 四 学群長、基盤教育群長及び研究科長
- 五 規則第38条第1項に規定する教育推進センター等の長
- 六 規則第39条第1項に規定する全学センターの長
- 七 事務局長
- 八 その他学長が指名する職員

## (任期)

第4条 前条第8号に掲げる委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 大学評価委員会の委員長及び副委員長は、学長及び委員長が指名をする委員をもって、それぞれ充てる。

- 2 委員長は、大学評価委員会を主宰し、及び代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

## (会議)

第6条 大学評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 大学評価委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 大学評価委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、専門的知識を持つ者など、委員以外の者の出席を求め、参考

意見を聴くことができる。

5 理事長は、大学評価委員会にオブザーバーとして出席することができる。

(委員長の権限)

第7条 委員長は、大学評価委員会において議決した事項については、これを全学に実施することができる。

2 委員長は、大学評価委員会において議決した事項については、学群長、基盤教育群長、研究科長等に指示を行うことができる。

(内部質保証実施委員会)

第8条 委員長は、第2条に掲げる所掌事項を処理する上で必要があると認めるときは、大学評価委員会を補佐する内部質保証実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置くことができる。

2 実施委員会は、大学評価委員会の定める事項について、必要な協議及び検討を行い、その結果を委員長に報告するものとする。

3 実施委員会は、委員長が指名する者をもって組織する。

4 実施委員会に実施委員長を置き、委員長の指名によって定める。

(報告)

第9条 委員長は、大学評価委員会の議事について、その都度、理事長に報告するとともに、定期的に教育研究審議会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 大学評価委員会の庶務は、事務局企画・入試課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て行うものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、大学評価委員会の運営に必要な事項は、委員長が大学評価委員会に諮って定める。

附 則 (R6.3.27 第209回理事会)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。